

# 神奈川県川崎競馬組合職員の分限に関する条例

(平成 12 年 4 月 1 日条例第 13 号)

改正 (令和 2 年 2 月 25 日条例第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 27 条第 2 項並びに第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、神奈川県川崎競馬組合職員（神奈川県及び川崎市との間で協定した「派遣職員の取扱いに関する協定書」に基づき派遣する職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に掲げる会計年度任用職員、以下「職員」という。）の意に反する降給の事由、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果並びに職員の失職の例外について定めるものとする。

(降給の事由、降任、免職、休職及び降給の手續等)

第 2 条 職員（川崎市から派遣された職員を除く。以下同じ）の降給の事由、降任、免職、休職及び降給の手續及び効果並びに職員の失職の例外については、職員の分限に関する条例（昭和 26 年神奈川県条例第 53 号）の規定の例による。

2 川崎市から派遣された職員（以下同じ）の降給の事由、降任、免職、休職及び降給の手續及び効果並びに職員の失職の例外については、川崎市職員の分限に関する条例（昭和 26 年川崎市条例第 45 号）の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。